

# ランターマン法の異議申し立てに関する情報パッケージ

[ランターマン法](#)は、知的障害や発達障害を持つ適格なカリフォルニア州住民が利用できる資格基準やサービスを定めています。この情報パッケージでは、ランターマン法に基づく異議申し立て手続きについて説明しています。この手続きは、ランターマン法のサービスを受ける資格がないという地域センターの判断に異議を申し立てたい場合や、サービスの種類や支給量に関する地域センターの判断に異議を申し立てたい場合に利用できます。

このパッケージでは、地域センターについて扱っています。また、この異議申し立て手続きは、ポータービル発達障害センター (Porterville Developmental Center)、フェアビュー発達障害センター (Fairview Developmental Center)、キャニオンズプリングス共同施設 (Canyon Springs Community Facility)、またはスターホーム (STAR Home) といった国営の施設に入所している方にも適用されます。国営施設の決定に対する異議申し立て手続きについても、このパッケージに記載する通りです。

[Early Start サービス](#)を受けている個人については、異なる情報パッケージがございます。Early Start サービスは、発達の遅れ、特定の健康状態、または特定の危険因子により、地域センターサービスを受ける資格がある3歳未満のお子様を対象としたものです。

このパッケージは、地域の方々の意見を取り入れて作成されました。自己擁護者、ご家族、支援団体、地域密着型組織、そして地域センターの皆さまには、ご貢献いただき誠にありがとうございます。このパッケージに関するご意見や、最適な情報発信の仕方に関する洞察は、非常に貴重なものとなります。発達障害サービス局 (DDS) は、この情報パッケージが知的発達障害を持つ方とそのご家族に役立つものにするための皆様のご協力に感謝申し上げます。

このパッケージのコピーが必要な場合には、DDS のウェブサイト (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/infopacket.pdf>) より印刷いただくか、以下にお問い合わせください。

- 地域センターのサービスコーディネーター
- クライアントの権利アドボケイト (Client's Rights Advocate : CRA) :
  - (800) 390-7032 (北カリフォルニア)
  - (866) 833-6712 (南カリフォルニア)
  - 地域センターのクライアントの権利アドボケイト :  
<https://www.disabilityrightsca.org/what-we-do/programs/office-of-clients-rights-advocacy-ocra/ocra-staff-links>
- 苦情調査官事務局 (The Ombudsperson Office) 電話 : (877) 658-9731 または [Ombudsperson@dds.ca.gov](mailto:Ombudsperson@dds.ca.gov)

## この情報パッケージの使い方

このパッケージでは、異議申し立て手続きおよびあなたの権利に関する情報を提供しています。この情報パッケージ内には、より詳細な情報を提供するファクトシートや他のリソースへのリンクが記載されています。本異議申し立て情報パッケージの合計 10 つのセクションは以下の通りです。そのうち 1 つをクリックすると、詳細情報をご覧ください。

1. [異議申し立て手続きの概要](#)
2. [異議申し立ての支援](#)
3. [通知書](#)
4. [異議申し立ての期限と申立ての申請方法](#)
5. [異議申し立てに関する権利](#)
6. [非公式な面談](#)
7. [調停](#)
8. [審議](#)
9. [審決後](#)
10. 異議申し立て手続きの[フローチャート](#)とその期限

# 異議申し立て手続きの概要

## 異議申し立てとは？

異議申し立ては、地域センターとの意見の相違を解決するための方法です。意見の相違の例には、以下のようなものがあります。

- 地域センターが、個人プログラムプラン（IPP）サービスの提供時間数を削減したいと考えているが、あなたは今まで通りのサービス時間を希望している。
- 地域センターに新たなサービスを提供するように依頼したが、地域センターにサービスは不必要であると告げられた。
- 地域センターのサービスを申請したが、地域センターにサービスを利用する資格がないと告げられた。
- 現在地域センターのサービスを利用しているが、地域センターに今後サービスを利用する資格がないと告げられた。

あなたと地域センターが同意しない場合、あなたは地域センターの決定に対して異議を申し立てる権利があります。

## 通知書（Notice of Action : NOA）

あなたと地域センターが同意しない場合には、通知書（NOA）が渡されます。NOAは地域センターから送信され、決定の理由が記載されています。NOAは、その決定が行われる日付を示しています。また、NOAは異議申し立てに関する権利について説明し、異議申し立て要請フォームを提供します。

あなたと地域センターが決定に同意している場合には、NOAは渡されません。この合意は、書面によるものである必要があります。あなたの合意は、相互の合意と呼ばれます。

## 異議申し立てを要請する方法

異議申し立てを開始するには、異議申し立て要請フォームを DDS に提出してください。NOA には、異議申し立て要請フォームが付属しています。オンライン (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/ARF>) にも、異議申し立て要請フォームがございます。

- オンラインで異議申し立てを要請するには、上記の DDS ウェブサイトのリンクから行うのが最短の方法となります。
- [appealrequest@dds.ca.gov](mailto:appealrequest@dds.ca.gov) までフォームをEメールでお送りいただくことも可能です。同ウェブサイトからコピーをダウンロードできます。
- フォームの郵送を希望する場合には、以下の住所までお送りください。  
Office of Community Appeals and Resolutions  
1215 O Street MS 8-20  
Sacramento, CA 95814
- 916-654-3641 まで FAX でもフォームを送信できます。

その後、DDS より異議申し立て要請が受領されたことを確認するEメールまたは手紙が届きます。

## 異議申し立て要請の申請期限

異議申し立ては期限内に申請する必要があります。期限には2つのパターンがあります。

- 異議申し立て中も現行のサービスを維持するには、要請がNOAを取得してから30日以内に、決定が実行される前に、DDSより消印有効または受領されている必要があります。異議申し立て中に現行のサービスを維持することを支援支給保留といいます。
- NOAを受け取ってから31日～60日以内に異議申し立てを提出した場合、手続き中に地域センターによる決定が下されます。
- すべての異議申し立て要請は、NOAの受領日から60日以内にDDSより消印有効または受領されている必要があります。

## 異議申し立てに関する権利

あなたには、異議申し立て中に特定の法的権利があります。これらの権利はNOAに記載されています。権利についてのより詳細な説明は、こちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/appealrights.pdf>) からご覧いただけます。

地域センターが行った決定や措置に同意できない場合は、異議申し立てを行う権利があります。異議申し立ては、決定または措置の通知から60日以内に申請する必要があります。

異議申し立て中、あなたには以下の権利があります。

- 適切な通知と情報を、あなたが理解できる、希望する言語で受け取ること。
- 郵送、Eメール、またはあなたが選択したその他の方法で情報を受け取ること。
- あなたが希望する異議申し立て手続きを選択すること。これには、非公式な面談、調停、または審議などがあります。異議申し立て要請はいつでも修正でき、あなたは電話、ビデオ、または対面で非公式な面談、調停または審議に出席することができます。
- 異議申し立て要請を受け取ってから 30 日後、措置が実行される前に、異議申し立て要請が DDS より消印有効または受領されていれば、異議申し立て中も現行のサービスを維持すること。
- 地域センターのあなたに関する記録にアクセスすること。
- 非公式な面談、調停、または審議に都合の良い時間と場所を選択すること。
- 異議申し立て中に誰かの支援やサポートを得ること。これには、弁護士またはあなたの正式な代理人を含む別の人物などがあります。
- 異議申し立てのどの形式にも、弁護士を同席させることができます。弁護士を非公式な面談、調停、または審議に出席させる場合は、事前に地域センターに通知する必要があります。
- 効果的で正確、かつ中立的な通訳ができる通訳者を同席させること。
- もう少し時間が必要な場合に、これを要求すること。
- 調停委員または審議官が公平ではないと思われる場合に、別の担当者を要請すること。
- あなたの異議申し立てにおけるすべての形式に出席すること。
- 審議を公開または非公開にするかを選択すること。
- あなたには、審議で自由に、そしてオープンに話す権利があります。審議官は、あなたの話を聞いて質問し、あなたと地域センターから書類を集め、その事実を公式記録に記入します。
- あなたの異議申し立てをサポートする情報を審議官に提供すること。
- あなたに代わって証人に証言させること。
- 地域センターの証人に質問すること。

## あなたの希望する言語での情報

あなたの希望する言語を指定し、異議申し立て要請フォームで通訳者を依頼できます。希望する言語が英語でない場合、異議申し立てのすべての形式において通訳者が提供されます。通訳者は、効果的で正確、かつ中立的な通訳ができる必要があります。地域セ

ンターでは、非公式な面談時に通訳者を提供しています。審議事務局は、調停および審議の通訳者を提供しています。

通知書（NOA）およびその他の書類やフォームは、あなたの希望する言語である必要があります。希望する言語で書かれていない情報、手紙、またはフォームを受け取った場合は、地域センターに翻訳を依頼できます。

## 異議申し立て手続きの形式

異議申し立て手続きには、3つの形式があります。複数の形式を利用することもできます。異議申し立て要請フォームに利用したい形式を選択してください。ある形式で意見の相違が解決しない場合、他の形式を利用することもできます。異議申し立て手続きの3つの形式は以下のとおりです。

### 1. 非公式な面談

地域センター事務局長または事務局が指定した担当者と面談を行います。あなたと地域センターは、異議申し立ての解決に努めます。

### 2. 調停

あなたと地域センターは、調停委員と面談を行います。調停委員は、中立な立場の職員です。調停委員は、地域センターで勤務する職員ではありません。調停委員は、地域センターの決定についてあなたと地域センターが合意できるように支援します。合意に達しない場合は、異議申し立て手続きの他の形式を利用できません。

### 3. 審議

審議は、審議官を交えて行われます。審議官は、地域センターで勤務する職員ではありません。審議官は、あなたや地域センターから情報を集めます。審議官は、あなたの事情を聞き出します。審議官は、公正かつ非公式な審議を行います。審議官は、あなたの異議申し立ての問題点について決定を下します。

## 弁護士

異議申し立て中、あなたを含めた誰もが弁護士の支援を受ける権利があります。しかし、あなたが弁護士を同席させる場合に限り、地域センターは非公式な面談、調停、または審議に弁護士を同席させることができます。調停や審議に弁護士を同席させる場合は、事前に地域センターにその旨を通知する必要があります。調停委員または審議官は、調停委員または審議官が弁護士の同席が正義にかなっていると判断した場合、弁護士の同席を許可することができますが、これはまれです。

## 異議申し立ての完了期限

異議申し立ては、DDS が異議申し立て要請フォームを受け取ってから 90 日後に完了する必要があります。これらの期限は、あなたまたは地域センターが継続を要求した場合、延長できます。このチャート (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/timeline.pdf>) では、異議申し立ての期限を表示しています。

支援が必要な場合は、このパッケージの[セクション 2](#)をご覧ください。

## 異議申し立ての支援

異議申し立ての要請、またはあなたの異議申し立てのステータスに関する質問がある場合は、[appealrequest@dds.ca.gov](mailto:appealrequest@dds.ca.gov) まで E メールでお問い合わせいただけます。

異議申し立てを行う上で、支援を受けることができます。支援を希望する場合は、以下の方々にお問い合わせください。

- サービスコーディネーターや他の地域センターの職員に尋ねる
- クライアントの権利アドボケイト (Client's Rights Advocate : CRA) :
  - (800) 390-7032 (北カリフォルニア)
  - (866) 833-6712 (南カリフォルニア)
  - 地域センターのクライアントの権利アドボケイト :  
<https://www.disabilityrightsca.org/what-we-do/programs/office-of-clients-rights-advocacy-ocra/ocra-staff-links>
- [苦情調査官事務局](#) (The Ombudsperson Office) 電話 : (877) 658-9731 または [ombudsperson@dds.ca.gov](mailto:ombudsperson@dds.ca.gov)。自己決定プログラム (Self-Determination Program) に参加されている方は、[sdp.ombudsperson@dds.ca.gov](mailto:sdp.ombudsperson@dds.ca.gov) まで E メールでお問い合わせください。
- ファミリーリソースセンター (<https://frcnca.org/get-connected/>) に支援を依頼することも可能です。
- 地域センターでは、可能な限り、地域の保護者支援グループやコミュニティベースの組織をお探しします。

# 通知書

## 通知書（NOA）が渡される場合

地域センターは、あなたと地域センターがあなたのサービスまたはサービスを受ける資格について合意できない場合に書面で NOA を送付します。どのような書類であるかを確認したい方は、空白の NOA をこちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/NOA>) からご覧いただけます。

## 通知書（NOA）が渡されない場合

地域センターは、あなたが以下の地域センターの決定に合意した場合、NOA を送付することはありません。

- サービスの縮小、変更または停止
- 希望した新しいサービスを拒否した場合
- 地域センターのサービスを受ける資格がないと判断された場合

地域センターの決定についてのあなたの合意は、書面にて記される必要があります。この合意は、相互の合意と呼ばれます (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/info/mutualconsent.pdf>)。あなたが同意したことを示すものは以下の通りです。

- 変更または拒否の提案が記載された個人プログラムプラン（IPP）に署名した。
- 変更または拒否の提案が記載されたサービスのリストに署名した。
- 地域センターが誠意書（Good Faith Belief Letter）をあなたに送付した。どのような書類であるかを確認したい方は、空白の誠意書をこちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/info/goodfaithbelief.pdf>) からご覧いただけます。
- 地域センターの決定に同意することを示す文書または E メールを地域センターに送信した。

## NOA の送付にあたる地域センターの期限

地域センターは、あなたのサービスに関する地域センターの決定に同意しない場合、以下のタイミングで NOA を送付します。

- 地域センターがサービスを縮小、変更、停止する 30 日前

- あなたの IPP に追加したいサービスまたはサポートを地域センターが拒否してから 5 営業日地域センターは、あなたの地域センターのサービスを受ける資格に関して、以下のタイミングで NOA を送付します。
- 地域センターのサービスを受ける資格が失効する 30 日前
- 地域センターのサービスを受ける資格を拒否されてから 5 営業日

## 通知書 (NOA) の記載内容

NOA は、以下について記載します。

- 地域センターが予定している措置。これは地域センターの決定です。
- 決定の理由。
- 決定を裏付ける事実と法律または方針。
- 決定の効力が発生する日。

NOA には、以下についても記載されています。

- 異議申し立ての方法。
- 異議申し立て要請フォームのコピー
- あなたの異議申し立てに関する権利についてのコピー。
- 異議申し立てについて支援を得る方法。

NOA は、あなたの希望する言語で作成されます。

支援が必要な場合は、このパッケージの[セクション 2 へ移動](#)してください。

# 異議申し立ての期限、および異議申し立て要請方法

## 異議申し立て申請の期限

異議申し立ては期限内に申請する必要があります。期限には 2 つのパターンがあります。

- 異議申し立て中も現行のサービスを維持するには、異議申し立て要請を受け取ってから 30 日後、かつ措置が実行される前に、異議申し立て要請が DDS より消印有効または受領されている必要があります。異議申し立て中に現行のサービスを維持することを支援支給保留といいます。

- すべての異議申し立て要請は、NOA の受領日から 60 日以内に DDS より消印有効または受領されている必要があります。NOA を受領してから 31 日～60 日以内に異議申し立て要請を提出した場合、支援支給保留はできません。

## 異議申し立ての提出先

異議申し立て要請は、DDS に送付する必要があります。

- 異議申し立てを要請するには、DDS のウェブサイト (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/appealrequest>) からオンラインで行うのが最短の方法となります。
- [appealrequest@dds.ca.gov](mailto:appealrequest@dds.ca.gov) までフォームを E メールでお送りいただくことも可能です。
- フォームの郵送を希望する場合には、以下の住所までお送りください。  
Office of Community Appeals and Resolutions  
1215 O Street MS 8-20,  
Sacramento, CA 95814
- 916-654-3641 まで FAX でもフォームを送信できます。

その後、DDS より異議申し立て要請が受領されたことを確認する E メールまたは手紙が届きます。DDS が発行する異議申し立て要請追跡番号を保管してください。DDS は地域センターにあなたが異議申し立てを申請したことを通知します。DDS は審議事務局にあなたの異議申し立て要請の一環として非公式な面談、調停、または審議を要求したかを通知します。

異議申し立て要請フォームには、90 日以内で都合がつかない日時を記入することができます。非公式な面談、調停、または審議がこれらの日時に設定されることはありません。

支援が必要な場合は、このパッケージの[セクション 2](#)へ移動してください。

# 異議申し立てに関する権利

あなたには、異議申し立て中の権利があります。これらの権利は、通知書（NOA）に記載されています。権利についてのより詳細な説明は、オンライン (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/appealrights.pdf>)でもご覧いただけます。異議申し立ての各ステップにおいてあなたが有する最も重要な権利の例は、以下のとおりです。

## 通訳者

希望する言語が英語でない場合、通訳者を依頼する権利があります。異議申し立てのすべての形式において通訳者が提供されます。異議申し立て要請フォームで通訳者を依頼できます。通訳者は、効果的で正確、かつ中立的な通訳ができる必要があります。

## 記録へのアクセス

あなたには、地域センターのあなたに関する記録にアクセスする権利があります。また、記録のコピーを入手することもできます。地域センターはコピーにかかる実費をあなたに請求できます。記録の代金が支払えない場合は、地域センターにお伝えください。記録のコピーを無料で入手できます。要請から3営業日以内に記録へのアクセスを取得できます。

## 他の人からの支援やサポートを受ける

あなたには、誰かに支援やサポートを受ける権利があります。弁護士またはその他の人も該当します。この人物は、例えばあなたの代理人である場合があります。同意した場合、あなたの代理人は異議申し立てに関する情報を受け取ります。

異議申し立ての準備のために、弁護士などに依頼することもできます。異議申し立てのどの形式にも、弁護士を同席させることができます。弁護士を調停に同席させる場合は、調停の最低でも5日前までに地域センターに通知する必要があります。弁護士を審議に同席させる場合は、審議の最低でも15日前までに地域センターに通知する必要があります。あなたの弁護士が出席しない限り、地域センターは異議申し立てのいかなる形式にも弁護士を出席させることはできません。審議官が正義のために弁護士を許可する場合、まれに例外があります。

## 現行のサービスを維持する

あなたには、異議申し立て中に現行のサービスを維持する権利があります。これを「支援支給保留」といいます。あなたのサービスを維持するには、異議申し立てが時間通りにDDSによって受領される必要があります。これは、通知書（NOA）が異議申し立てを受け取ってから30日後、かつ地域センターがあなたのサービスを変更/停止する、またはあなたの資格を停止すると通知した日付の前に、消印有効または受領されている必要があることを意味します。

### 異議申し立ての一部継続要請

もう少し時間が必要な場合は、追加の時間を要請できます。これを、継続といいます。継続を要請すると、異議申し立て全体を完了するための時間が延長される場合があります。

### 異なる調停委員または審議官の要請

調停委員または審議官が公平または中立ではないと思われる場合に、別の担当者を要請できます。これは、調停または審議が開始される前に行う必要があります。これについて、あなたは要請の理由を提供する必要があります。

また、あなたには審議において以下の権利があります。

### 審議への参加

あなたには、審議のすべての形式に参加する権利があります。

### 審議官に情報を提供する

あなたの異議申し立てをサポートするための情報を審議官に提供できます。この情報を、証拠といいます。あなたやあなたが選んだその他の人々は、審議官に口頭で情報を提供することができます。これらの人々を、証人といいます。また、審議事務局に書面で書類を提供することも可能です。

### 地域センターの証人に質問をする

地域センターは、審議時に証人に証言させる場合があります。あなたには、地域センターの証人に質問をする権利があります。

### 審議の一般公開の有無の決定

審議は一般公開されます。一般の人が審議に出席することを望まない場合は、審議の非公開を希望することを審議官に伝えてください。

### 90日以内に審決を受ける

あなたは、異議申し立てを提出した日から90日以内に審決を受ける必要があります。継続を要求した場合に、この時間は延長されます。また、地域センターが正当な理由で継続を求め、審議官が同意した場合も延長されます。

支援が必要な場合は、このパッケージの[セクション 2](#)へ移動してください。

# 非公式な面談

異議申し立て要請フォームで非公式な面談を要請した場合、これが異議申し立ての最初の形式となります。非公式な面談は、地域センター事務局長または事務局が指定した担当者で行われます。面談後、あなたと地域センターはあなたの懸念事項の解決に努めます。

## 非公式な面談の時間と場所

DDS は地域センターにあなたが非公式な面談を希望していることを通知します。地域センターはこの面談を設定するためにあなたに連絡を取ります。面談は、あなたにとって合理的に都合のよい場所で行われなければなりません。この面談は、あなたの要望に基づき、対面、電話、またはビデオ会議形式で行われます。あなたと地域センターはどのように面談を行うかについて同意します。

この面談は、DDS が地域センターにあなたの要望を伝えてから 10 日以内に開催される必要があります。時間を延長してもらうことも可能です。これを、「継続」といいます。継続は、この 10 日間の期限を延長します。

## 非公式な面談の流れ

あなたは、サービスの必要性、障壁や、他に共有したい情報などを話し合います。地域センターは、彼らの決定を説明し、あなたが提供する情報を集めます。地域センターは、あなたと共に解決策を探していきます。

地域センターでは、希望する言語が英語でない場合に適格の通訳者を提供しています。

あなたは、弁護士や他の人の支援やサポートを受けることができます。非公式な面談に備え、弁護士や他の人の支援を依頼することも可能です。これは、あなたの代理人である場合があります。あなたが弁護士である、またはあなたが弁護士を同席させる場合に限り、地域センターは非公式な面談に弁護士を同席させることができます。

## 非公式な面談後のプロセス

面談後、地域センターは5日以内にあなたに書面で決定を通知します。この決定は、解決書 (Notification of Resolution) にて渡されます。どのような書類であるかを確認したい方は、空白のこのフォームをこちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/NOR.pdf>) からご覧いただけます。この決定は、あなたの希望する言語で書かれます。決定には、以下について記載されます。

- 地域センターが各問題について決定したこと
- この決定を裏付ける事実と法律または方針

### 決定に同意する場合：

- 同意する旨を解決書に署名して地域センターに返却して通知してください。
- 非公式な面談の決定は、あなたが地域センターに通知してから10日以内に効力を有します。
- これを持って、あなたの異議申し立ては終了します。地域センターは DDS および審議事務所にこれを通知します。

### 地域センターの決定の一部または全てに同意しない場合：

- あなたが異議申し立て手続きの別の形式を選択しない限り、あなたの支援支給保留は非公式な面談後の決定から10日後に終了します。これは、異議申し立て中に維持されたサービスが停止することを意味します。
- 地域センターに異議申し立ての全部または一部を続行したい旨を通知してください。
- 地域センターは DDS および審議事務所にこれを通知します。
- 異議申し立て要請フォームで調停または審議を依頼した場合、その次に行われます。
- 最初に異議申し立ての要請を行った際に調停または審議を要求しなかった場合は、異議申し立て要請を更新することにより、異議申し立て手続きの調停または審議の形式を利用できます。DDS から提供された [異議申し立て要請追跡番号](#) と共に異議申し立て要請の変更フォームを DDS に提出し、どの形式を利用したいかを通知します。

支援が必要な場合は、このパッケージの [セクション 2](#) へ移動してください。

# 調停

異議申し立て手続きの2つ目の形式は調停です。あなたと地域センターは、調停委員と面談を行います。調停委員は、審議事務所に勤務する中立な立場の人間です。調停委員は、あなたと地域センターがあなたの異議申し立てについて同意に達することができるように支援します。

## 調停の時間と場所

審議事務所は、あなたと地域センターにあなたの調停の時間と場所を通知します。あなたが同意しない限り、異議申し立て要請フォームに記載された、あなたにとって都合がつかない日時には予定されません。

調停は、あなたの異議申し立て要請が DDS によって受領されてから 30 日以内に開催される必要があります。もう少し時間が必要な場合は、継続を要請できます。継続は、調停の期限を延長します。

調停は、あなたの要望に基づき、対面、電話、ビデオ会議、またはその他の電子的形式で行われます。あなたとあなたと地域センターと審議事務所は、どのように面談を開催するかについて合意します。

## 調停の流れ

非公式な面談であなたと地域センターとの合意に至らなかった場合、調停が異議申し立て手続きにおける次のステップになることがよくあります。調停を依頼する前に、非公式な面談に参加する必要はありません。調停は非公式です。ここでは、サービスの必要性、資格やサービスを受けようとする際に遭遇した障壁、および共有したいその他の情報について話し合います。調停委員は、あなたが共有する内容を収集します。地域センターは、彼らの決定について説明します。調停委員は、あなたと地域センターと別々で面談を行う場合があります。調停委員は、あなたと地域センターが合意に至るよう支援します。

調停に通訳者が必要な場合は、審議事務局が提供します。

あなたは、調停時に弁護士や他の人の支援やサポートを受けることができます。調停に備えて弁護士や他の人の支援を受けることが可能です。調停に弁護士が同席する場合は、調停の最低でも 5 日前に地域センターに通知する必要があります。あなたが弁護士である、

またはあなたが弁護士を同席させる場合に限り、地域センターは調停に弁護士を同席させることができます。

解決に至るまでに、複数回の調停が必要な場合があります。あなたと地域センターは、調停委員との追加の面談に合意する場合があります。

## 調停終了後の流れ

### あなたと地域センターが合意する場合：

- 調停委員は、あなたと地域センターの助けを借りて、調停合意を作成します。この合意は、双方が行うことに同意する内容、そしてこれらを実行する日付を概説するものです。両者ともに、これに署名します。
- あなたと地域センターは、解決書にも署名します。どのような書類であるかを確認したい方は、空白のこのフォームをこちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/NOR.pdf>) からご覧いただけます。
- この合意は、同意後 10 日以内に効力を有します。

### あなたと地域センターが調停委員の決定の一部または全てに同意しない場合：

- あなたと地域センターは追加の調停を行うことに同意できます。
- あなたが異議申し立て手続きの別の形式を選択しない限り、あなたの支援支給保留は調停から 10 日後に終了します。これは、異議申し立て中に維持されたサービスが停止することを意味します。
- 調停委員と地域センターに、異議申し立てを続行したいことを通知してください。
- 調停委員は DDS および審議事務局にこれを通知します。
- 異議申し立て要請フォームで審議を依頼した場合、その次に行われます。
- 最初に異議申し立ての要請を行った際に審議を要求しなかった場合は、異議申し立て要請を更新することにより、審議を要求できます。DDS から提供された [異議申し立て要請追跡番号](#) と共に異議申し立て要請の変更フォームを DDS に提出し、審議を希望する旨を通知します。

支援が必要な場合は、このパッケージの [セクション 2](#) へ移動してください。

# 審議

異議申し立て手続きの3つ目の形式は審議です。これは、審議官が同席する審議です。審議官は、情報を収集し、書類を確認し、あなた、地域センター、そして証人からの証言を聞きます。審議官は、あなたの異議申し立てに関する決定を下します。

## 審議の時間と場所

審議官は、あなたと地域センターにあなたの審議の時間と場所を通知します。あなたが同意しない限り、異議申し立て要請フォームに記載された、あなたにとって都合がつかない日時には予定されません。

審議は、あなたの異議申し立て要請が DDS によって受領されてから 50 日以内に開催される必要があります。もう少し時間が必要な場合は、継続を要請できます。継続は、審議の期限を延長します。

審議は、あなたの要望に基づき、対面、電話、ビデオ会議、またはその他の電子的形式で行われます。あなたと地域センターと審議事務所は、どのように審議を開催するかについて合意します。

## 審議前のプロセス

地域センターは、あなたと審議事務所に審議の 2 営業日前までに書面で立場表明を提供します。これは、あなたが他の方法で受け取ることを希望しない限り、Eメールで送信されます。

立場表明は、あなたと代理人が希望する言語で提供されなければなりません。立場表明は、地域センターの決定とその決定の理由に関する事実を提供します。また、地域センターの証人についてや、審議で地域センターが使用する書類についても記載します。

弁護士が審議に同席する場合、審議の 2 営業日前に立場表明と審議で使用する書類を提出する必要があります。

あなたに弁護士がいない場合は、審議の 2 営業日前に地域センターと審議事務所に行くつかの情報を提供する必要があります。共有する必要がある情報は以下のとおりです。

- 審議で証言してほしい人のリスト。これらの人々のあなたとの関係を記載する必要があります。例えば、その人物はあなたの家族、セラピスト、または医師である場合があります。
- 審議で使用する専門家による評価や報告書のコピー。これは、例えば医師またはセラピストからの報告書となります。

弁護士がいない場合は、審議の前または審議中に他の書類のコピーを提出できます。また、あなたのケースに関する書面を提出することも可能ですが、これは義務ではありません。

共有しなければならない情報をあなたが提供しない場合、審議官は、これらの情報を入力して審議を継続するための時間をあなたに与えるか、その情報なしで続行するか、またはこれらのオプションの組み合わせを選択できます。

審議でのあなたの権利に関する情報は、このパッケージの[セクション 5](#)をご覧ください。

## 審議の流れ

審議は、あなたが一般の人が審議に出席することを望まない旨を審議官に伝えない限り、一般公開されます。

審議は、審議官によって開催されます。審議官は、あなたの証人および地域センターの証人によって提供された情報を収集します。また、審議官はあなたと地域センターが提供する書類を確認します。

審議官は、公正かつ非公式に審議を行う必要があります。審議官は、あなたと地域センターが事実を提供できるように支援する必要があります。これを、「当事者間の中立」といいます。事実を共有できるよう、審議官は以下を行う場合があります。

- 証人に質問する
- 審議で証人を呼んで証言させる
- 審議の終了時に、証人に証言してもらう、またはその他の書類を提出してもらうために追加の時間を割く

## 審決を得る期限

通常、審議官が最終的な決定を下します。最終の審議日から 10 営業日以内に決定を下し、あなたと地域センターに送付します。また、決定は異議申し立て要請が DDS によって受領さ

れた日から 80 日以内に下され、送付される必要があります。これらの期限は、異議申し立て手続き中に誰かが追加の時間を要求した場合に延長され、これを「継続」といいます。

時折、DDS 理事長が最終的な決定を下す場合もあります。この場合、DDS は異議申し立て要請が DDS によって受領された日から 90 日以内に決定を送付します。この期限は、継続があった場合には延長されます。

審決は、あなたの希望する言語で行われます。また、英語のコピーも渡されます。

審決は、あなたまたは地域センターが再審の要請を行わない限り、最終的な決定となります。これについては、後述にて説明します。

支援が必要な場合は、このパッケージの[セクション 2](#)へ移動してください。

## 審決後

### 再審の要請

審議後に、あなたまたは地域センターは「再審の要請」を行うことができます。再審の要請は、審決において事務的な誤りを訂正、または事実や法律の誤りを訂正する方法です。また、これには拒否された審議官の資格を剥奪する要求の再審が含まれる場合があります。これらは、再審の要請で対処できる唯一の要因です。審決を受領してから 15 日以内に再審の要請を行ってください。

### 審決後の支援支給保留

あなたの現行のサービスは、以下のタイミングで終了します。

- あなたまたは地域センターが再審の要請を行わない限り、最終的な審決の受領から 15 日後、または
- 再審の要請における決定の受領から 15 日後

## 審決の実行

地域センターは、最終的な審決を実行しなければなりません。これは、最終決定から30日以内に、可能な限り早く行わなければならない必要があります。地域センターが期限までにこれを実行できない場合は、あなたと DDS に通知する必要があります。その決定が実行できない例外的な理由、そして決定をいつ実行するかをあなたに通知しなければなりません。どのような書類であるかを確認したい方は、地域センターがあなたに送付する必要がある空白の手紙をこちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/delayletter.pdf>) からご覧いただけます。審決の実行にあたり DDS からの支援が必要な場合は、こちらのフォームにご記入の上、オンラインまたは E メール ([hearingimplementation@dds.ca.gov](mailto:hearingimplementation@dds.ca.gov): <https://www.surveymonkey.com/r/HearingImpDelay-Consumers>) でお送りください。

## 裁判所への控訴

あなたまたは地域センターは、上位裁判所に控訴することができます。裁判所への控訴は、審決から 180 日以内に提出されなければなりません。これには、通常弁護士の利用が必要となります。

支援が必要な場合は、このパッケージの[セクション 2](#)へ移動してください。

## 異議申し立て手続きのフローチャートとその期限

異議申し立て手続きを理解していただけるよう、DDS はフローチャートを作成しました。このフローチャートには、異議申し立て手続きにおけるステップおよび重要な期限が示されています。このフローチャートのオンラインコピーは、こちら (<https://www.dds.ca.gov/general/appeals-complaints-comments/forms/flowchart.pdf>) からご覧いただけます。